クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和７年 11 月 20 日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和７年９月８日（月）から同年 10 月７日（火）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	個人番号および個人番号カードの写し等の提出は申請者の任意に委ね、受験および免許証申請にあたって必須とするべきではないと考える。 また、個人番号を提出することで住民票の写しや戸籍抄本の提出が不要になるものと推察するが、相違ないか。 個人番号を有しない者（短期滞在の外国人、海外在住で一時帰国中の邦人など）が当該申請を行う場合はどのように対応される予定か。	・国家資格等情報連携・活用システムを導入するにあたり、個人番号を活用し、名簿情報及び必要な情報連携を行うことになりますが、その際、紐付け誤りを防ぐため、申請者本人から個人番号の提供を受けることを原則としています。 ・改正省令の施行を踏まえ、資格管理者が申請者の個人番号を利用して、申請者の本籍等の情報を入手することができることとなるため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 11 条及び行政手続における特定の個人を識別するための

		番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 22 条第２項の規定に基づき、戸籍謄本、戸籍抄本及び住民票の写しの提出は不要となります。なお、同システムの導入前は、引き続きこれらの書類の提出が必要です。 ただし、建築物環境衛生管理技術者の資格関係における中長期在留者と特別永住者について、引き続き国籍等を記載した住民票の写しが必要となります。 ・個人番号を有しない者については、個人番号の記載なしで申請していただく予定です。

※上記のほか、１件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。